

入札公告等の概要(参考)

本資料は、本工事の入札公告に示した条件の概要や工事内容をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。

本工事の詳細な内容に関しては、公告文及び入札説明書等をご覧ください。

工事名	警視庁警察学校（19）電気設備改修工事	
工事種別	電気設備工事	
工事場所(都県)	東京都	
工事場所(市区町村)	府中市朝日町3-15-1	
工事概要	敷地面積 91,900m ² 【本館棟】 構 造：鉄骨鉄筋コンクリート造地上5階地下1階 建築面積： 約1,300m ² 延べ面積： 約6,300m ² 用 途：学校 他 4棟 工事種目：火災報知設備、構内通信線路	
担当事務所	甲武宮繕事務所	
公告日／期限日／開札日	R1.5.31 / R1.6.14 / R1.7.19	
工 期	契約締結の翌日からR3.11.30まで	
入札契約方式／落札方式	一般競争入札（標準型）／総合評価落札方式（施工能力評価型I型）	
競争参加資格要件の概要	等級(ランク)	電気設備工事A等級
	本店・支店・営業所の所在地	関東地方整備局管内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
	企業の施工実績等	<p>平成16年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡し完了した下記1.の要件を満たす工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））。</p> <p>なお、下記1.の同種工事は建築物における施工実績（建築一式工事における施工実績は含まない。）に限る。</p> <p>1. 工事種目 火災報知設備（機器及び配管配線等の施工（試験・調整を含む。））の新設又は改設</p> <p>ただし、申請できる同種工事の施工実績は1件のみとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。上記1.の同種工事は、軽微なもの（請負代金額が500万円未満の工事）は、実績として認めない。</p> <p>なお、当該実績が地方整備局所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。）又は工事成績相互利用対象工事に係るものにあつては、評定点合計（工事成績評定通知書の記4.成績評定①の評定点（評定点が修正された場合にあつては、修正評定点）をいう。）が65点未満のものを除く。ただし、請負代金額が500万円未満の工事は除く。</p> <p>経常建設共同企業体にあつては、構成員のそれぞれが上記1.の施工実績を有すること。</p> <p>また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。</p>

	<p>配置予定技術者の資格、工事経験等</p>	<p>次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を本発注工事に専任で配置できること。 なお、専任を要しない期間は契約締結の翌日から令和元年8月16日を予定する。複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。</p> <p>1) 主任技術者は、1級電気工事施工管理技士又は2級電気工事施工管理技士、若しくはこれらと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これらと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおりである。</p> <p>① 建設業法第7条2号イ、ロで定める者（イについては、電気工学又は電気通信工学に関する学科を修めた者）</p> <p>② 技術士に合格した者（電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門又は建設部門に係わるものとする者に限る。））</p> <p>③ これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者</p> <p>④ 本発注工事の工事種別に対応した登録基幹技能者講習修了証を有する者 監理技術者にあつては、1級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次のとおりである。</p> <p>⑤ 技術士に合格した者（電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門又は建設部門に係わるものとする者に限る。））</p> <p>⑥ 建設業法第15条第2号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものとして国土交通大臣の認定を受けた者</p> <p>2) 1人の者が、過去に元請けとして完成・引渡し完了した下記1.の要件を満たす同種の工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。）。）。</p> <p>なお、下記1.の同種工事は建築物における施工実績（建築一式工事における施工実績は含まない。）に限る。</p> <p>1. 工事種目 企業の施工実績等 1.と同じ</p> <p>ただし、申請できる同種工事の工事経験は1件のみとし、これを超える件数の工事経験を申請した場合は、申請されたすべての工事を経験として認めない。上記1.の同種工事は、軽微なもの（請負代金額が500万円未満の工事）は、工事経験として認めない。</p> <p>なお、当該工事経験が平成8年4月1日以降に完成・引渡し完了した地方整備局所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。）又は工事成績相互利用対象工事に係るものにあつては、評定点合計（工事成績評定通知書の記4.成績評定①の評定点（評定点が修正された場合にあつては、修正評定点）をいう。）が65点未満のものを除く。ただし、請負代金額が500万円未満の工事は除く。</p> <p>経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社の配置予定の主任（監理）技術者が上記の工事経験を有していればよい。</p> <p>また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事の経験のみ同種工事の工事経験として認める。</p> <p>3) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者。</p> <p>4) 配置予定の主任（監理）技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。なお、恒常的な雇用関係とは入札の申込み（競争参加資格確認申請時）の日以前に3ヶ月以上の雇用関係があることをいう。</p>
--	-------------------------	--